

高知市地域公共交通会議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき設置される高知市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、高知市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された事項について、専門的な検討、協議及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行う。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

- 2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条第1号から第9号までに掲げる者うち交通会議の会長（以下「交通会議会長」という。）が指名する者をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 高知市長が指名するその職員
 - (2) 当該協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 第1号に規定する者が指名する市民又は地域公共交通を利用する者の代表
- 4 分科会の会長（以下「分科会会長」という。）は、委員のうちから、交通会議会長が指名する。
- 5 分科会会長に事故があるとき又は分科会会長が欠けたときは、あらかじめ分科会会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 分科会会長は、検討及び協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、要綱第15条の規定を準用する。ただし、会議が交通会議と同日に開催される場合で、会議及び交通会議のいずれにも出席する委員には、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は高知市市民協働部交通戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通会議会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月21日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通リ・デザイン分科会	真に持続可能な地域公共交通へリ・デザインすること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること